

第1に、被告主張の基礎となる前泊メモについては、その作成者とされる前泊博盛の陳述書の提出もないまま人証申請が撤回され、その作成の真正や作成状況及びその内容解釈を含めて何らの立証もなされていない。

第2に、前泊メモには「初出の資料を用い」とあるだけで、毎回「初出の資料を用い」なければならないとか、「初出の資料」だけを用い、既出の資料を用いないという意味まで伴うものとは解せないことが挙げられる。そもそも、長期新聞連載において《毎回》「初出の資料」を用いるとか、「初出の資料」《だけ》を用いて沖縄戦のドキュメンタリーを執筆することは不可能であり、かかる約束には全く現実性がない。

そのことは第3話「久米島虐殺事件の真実－米軍上陸の裏で」以降の作品を見れば明白である。原告は第3話の最終回（甲26の35）で次のように述べている。「その虐殺の真実を筆者はアメリカ軍の報告書と日本側の著作物、大島幸夫著『沖縄の日本軍－久米島虐殺の記録』と渡辺憲央著『逃げる兵』ら数多くの書物から引用して物語を構築した。特に感銘を受けたのは吉浜智改さんの日記『久米島戦争記』だ」。第3話の多くの回は、初出の米軍報告書（久米島上陸軍報告書、S-2情報隊報告書、S-3戦闘報告書）を用いず、『吉浜日記』をはじめとする既出の日本側資料だけで書かれている（例えば、③⑦～⑬、⑯～⑰）。第4話「終わりなき戦い」は、バックナー中将の日記（甲31の1～35）や家族に宛てられた手紙（甲32の1～4）、そして『戦争の時、平和の時』（甲18の1～10）で発表した米軍報告書などの過去の作品で発表した資料と新資料と合わせて用いてバックナー将軍の家族の物語を綴ったものであることも明らかである。第3話以降の作品について被告の担当者から「初出の資料を用い」の合意に反しているとのクレームがつけられたことはなかった。

「初出の資料を用い」との約束があったとしても、それは、せいぜい『パンドラの箱を開ける時』の各話単位のことであり、約1800字しかない各回単位のことでないことは明らかであるし、既出の資料を用いてはならないという制約を伴うものではない。かかる約束は、そもそも原告の著述スタイルを否定するもの

であり、原告は勿論のこと、原告の過去の仕事を評価して長期連載の執筆を依頼した被告においても、そうした非現実的な合意を成すことはある得ない。

前述したように、第1回「はじめに」が、『パンドラの箱を開ける時』の連載契約を規定するものだとしても、それは沖縄戦についてであれば何でもよいとした嘉数編集局長の依頼を内容的に限定したものに過ぎない。或いは、被告は、そこにある「今回の物語はその統編であり、誰も知らない戦争の物語がまた始まる」の文言を捉えて、「初出の資料を用い」の合意があったと強弁するかもしれない。しかし、上記文言は、『戦争を生き残った物語』の「統編」としての《新しい物語》が「また」始まることをいうものであり、それまでのスタイルを変更することをいうものでないことは明らかである。¹⁵

第2話「慶良間で何が起きたのか」は、当時、「世間の注目を浴びていた「集団自決」についてアメリカ兵の目撃者や事件の主人公たちの知られざる証言を基に事件の核心を衝くもの」になるという予告に沿ったものでなければならないが、原告が第2話の原稿として送付した「イスラエルの東端に」も「ニューヨーク・タイムズ」も、その趣旨に沿ったものである。いずれも集団自決を目撃したアメリカ兵の証言（日記）という貴重な資料を出発点にして、その真相に迫ろうという構えを持ったものだからである。

2 二重掲載について

尤も、毎回初出の資料だけに基づいて執筆するとの合意がなくても、「二重掲載」を理由に掲載を拒否できる場合はあるだろう。『戦争を生き残った者の記録』の執筆依頼も『パンドラの箱を開ける時』の執筆依頼も、それが新しいドキュメンタリー作品を依頼するものであり、単なる旧作の焼き直しや二番煎じは、本件連載契約に違反すると解されるからである。

ところが、原告が被告の担当者に送付した第2話の5回分の原稿「イスラエル

¹⁵ 『戦争を生き残った物語』は、例えば、第5話「太田提督の最後」（甲19の1~9）が旧作『沖縄戦トップシークレット』の第10話「写真の裏の真実－太田實海軍提督の最後」（甲20）で発表した資料を再掲し、これを下敷きにして書かれたものであるよう

の東端に」(甲3の2)も「ニューヨーク・タイムズ」(甲3の3)も、慶良間の集団自決に関する全く新しいドキュメンタリー作品である。

「イスラエルの東端に」では、紀元前70年にマサダ要塞で集団自殺を決行したユダヤ教徒らの死体の山を見たローマ軍兵士が「なぜだ。なぜなんだ!」と叫ぶ場面から始まり、当時、沖縄の新聞がキャンペーンを展開していた集団自決の真実に迫るべく、読者に頭を白紙にしようと呼びかけ、まず、集団自決の目撃証人であるグレン・シェレス伍長の日記を引用しているのである。シェレス伍長の日記は、沖縄タイムスに連載した『沖縄戦ショウダウン』に発表されたものであるが、集団自決の真相に迫るドキュメンタリーの導入に相応しい第一級の資料であり、再び引用することに問題があるとは思えない。¹⁶

「ニューヨーク・タイムズ」では、1945年4月2日にニューヨーク・タイムズに掲載された第77師団の隊員のアレクサンダー・ロバーツ伍長が体験した集団自決に関する談話記事が引用されている。同記事は、原告が昭和60年に沖縄タイムスで連載していた『沖縄戦日誌』で発表したものであったが、そこで「日本兵」とされたものが「防衛隊員」であったことが語られている。それが集団自決の事実を大きく歪めることになったとの反省が記述されているように、それは単なる資料の再掲にとどまるものではなく、その後の調査に基づく新たな視点を付加した新しい作品となっている。

いずれの原稿も、単なる旧作の焼き直しではなく、集団自決の真相に迫る新たなドキュメンタリーとしての意義と価値を有していることは明白である。

3 編集権の限界と被告のキャンペーンについて

本訴において被告は紙上掲載に関する新聞社の編集権を主張していないが、新聞社として提出された原稿の掲載を拒否できる場合があることは否定しない処である。

に、「毎回新資料だけを用い」て執筆されたものではないことは明らかである。

¹⁶ 枝川証人もシェレス伍長の日記が集団自決に関する重要な資料であることを認めており、再掲すること自体を否定するわけではないようである。(枝川 p 15)

それが被告の依頼に基づかない投稿である場合は、新聞社の編集方針によつて選別することも編集権の裁量範囲だと解される。しかし、本件は原被告間の連載契約に基づいて執筆された連載原稿である。特段の事情がない限り、被告は原告が執筆した原稿を新聞紙上に掲載する義務を負担しているのである。特段の事情とは、第1に誤記、第2に第三者の名誉やプライバシーを侵害する場合、第3にその内容が明らかな事実誤認や公序良俗違反を含む場合があげられる。しかし、基礎とする事実に誤りがないにも関わらず、編集方針と異なる意見や結論であることを理由に掲載を拒否することは許されない。

最高裁小法廷平成20年6月12日判決・判例時報2021・3(甲9)は、放送事業者の編集権について、①放送事業者がどのように番組を編集するかは、表現の自由の保障の下、公共の福祉の適合性に配慮した放送事業者の自律的判断に委ねられているとして、放送事業者の広範な編集の自律を認め、②取材担当者の言動から取材対象者において取材内容が一定の内容、方法で番組に使用されるものと期待し、信頼しても、その期待や信頼は原則として法的保護の対象とはならない、③もっとも例外の余地があり、取材に応じることで格段の負担がある場合、取材担当者が必ず一定の内容、方法によって番組で取り上げる旨説明し、その説明が客観的にみても取材に応じる意思決定の原因となったようなときは、取材対象者の期待ないし信頼は法律上保護される利益となり得るとしたうえで、本件では③の例外の場合に該当するとはいえないとして、取材対象者の期待ないし信頼に対する不法行為の成立を認めていた原判決を破棄自判した。

最高裁判決で示された編集権の限界に関する法理は、放送事業者だけでなく、「正確で公正」「独立と寛容」「人権の尊重」「品格と節度」が求められている新聞事業についても妥当する(甲15:新聞倫理綱領)。被告もまた「不偏不党、報道の自由と公正を期す」を社是とし、「公正、迅速、品格を保ち、健全なる世論を育成する」「沖縄の諸問題を解明し、経済の発展、文化の向上と民主福祉の充実につくす」との編集綱領を掲げて社会の公器を自任している(甲16)。

本件は、ドキュメンタリー作家である原告と新聞社である被告との間に、それまでの連載の実績と相互信頼に基づいて、長期間にわたる連載執筆に係る契約が成立しており、原告はその契約に従って執筆した原稿につき、原稿料の支払いとともに、琉球新報紙上の所定欄・枠に掲載を求める契約上の権利を有していたのである。社の編集方針に反するという理由で、掲載を拒否することは許されないというべきである。

原告が第2話「慶良間で何が起きたか」の導入部として提出した「イスラエルの東端に」は、シャレス伍長の日記を用いたものであり、同日記を発表した『沖縄戦ショウダウン』は、集団自決が日本軍の隊長の命令に基づくものではないことをシャレス伍長の証言と原告自身の追跡調査によって明らかにしたものであり、予告されていた第2話の内容が、当時展開されていたキャンペーンに反するものとして構想されていることは容易に予想されるものであった。¹⁷

18

政治的キャンペーンとしての社の方針に反することは、第2話の掲載拒否を合理化するものではないことは以上述べたところから明白である。そして、他に第2話の掲載を拒否することを正当化しうる合理的な理由がなかったことは、次に述べるように、枝川証言において明らかになった。

4 第2話掲載拒否の理由—枝川健治の証言について

(1) 「イスラエルの東端に」(甲3の2)と「ニューヨーク・タイムズ」(甲3の3)の原稿を含め、第2話「慶良間で何が起きたか」の掲載拒否の理由として被告が主張しているのは2点である。

1つは、「初出の資料を用い」という合意事項に反するというもの。もう1

¹⁷ 当時、被告は、集団自決が軍の命令によるものであるとする軍命説の記載を教科書から削除させた検定意見の撤回を求める社説や報道記事を連日掲載する一大キャンペーンを展開していた(甲10~13、枝川p20)。『沖縄戦ショウダウン』から「慶良間で何が起きたか」が、このキャンペーンに水を差す内容となることが、東京からの指摘で、被告も予想できるところとなつたため、6月18日の掲載拒否通告となつたものである。

¹⁸ 当時の沖縄のメディアにおけるキャンペーンの狂騒振りと異論を許さない空気づく

つは、「イスラエルの東端に」が二重掲載に該当するというものであった。

(2) 枝川証人は、主尋問では専ら後者の理由を挙げて掲載拒否の正当性を証言した。曰く、原稿「イスラエルの東端に」のほとんどが『沖縄戦ショウダウン』と同じであり、単なるコピーであって、二重掲載であるという結論に達したという。(枝川 p 2)

枝川証人は、前泊編集委員らと原告の話し合いの場で、実際は過去の連載の焼き写しであり、読者にとっても掲載紙にとっても裏切り行為であり許されないという指摘をしたという。(枝川 p 3)

更に、激怒した原告が言論弾圧であり記者会見を開いてでも告発したいと訴えたことに対し、「二重掲載」はプロの物書きとして許されない恥すべき行為とまでいい、原告が過去に出版したもの公表したものも含めて新たな資料も加えて、それをつないでいくのが自分のやり方だと述べたことに対し、次のように証言した。

およそ 100 歩譲って、同じ資料を使うにしても同じ文章はないだろうと。これ表現変えるのが普通ですよね。それをせずに同じ文章を使うというのは、これはもう、例えばこれは新聞だけでなく、公の雑誌、週刊誌すべて一緒じゃないですか。私は常識だと思います。(枝川 p 5)

しかし、驚いたことに、枝川証人は、原告が『沖縄戦ショウダウン』から引用した部分が、集団自決を目撃したシャレス伍長の日記であり、資料そのものであったことに思いが至らなかったようである。

枝川証人は反対尋問において原告訴訟代理人からの指摘を受け、はじめてそれがシャレス伍長の日記の翻訳であり、原資料であり、原則として改変を加えてはならないものだということに気付いたのである。(枝川 p 8 ~ 10)

枝川証人は、原資料である日記の内容を引用するにあたって手を加えることは

りの異様さは、江崎孝氏の『これが沖縄の言論封殺だ』(甲 1-4) に記述されている。

できないことは認めながら、それでも出典の明示がなかったことや引用した分量が多いことを指摘して猶も「二重掲載」を強弁してその主張に固執した。

(質問) そこが問題なんですか。出典の明示がなかったことが問題なんですか。

(枝川) 例えればということです。

(質問) 例えばというのは意味がわからないけれども。

(枝川) つまり、あれだけの文章をですね、確かにおっしゃるように改変することはできません。

(質問) できませんね。

(枝川) できませんけども、あれだけの分量をですね、一つの連載の中に8割近いんですかね、使用するということは、やはりそれは二重掲載以外の何ものでもないんじゃないですか。(枝川 p10)

結局のところ、枝川証人が主張する二重掲載は、資料からの引用が長すぎるという分量の問題に帰着することになった。

ところが枝川証人は、渡嘉敷戦で集団自決を目撃し、伊江島戦で伊江島の悲劇を目撃したシェレス伍長の日記がドキュメンタリーの資料として重要なものだということを認めながら、これを再度使うことがなぜ問題になるのかと問われ、

それは、そういう重要な資料を、1度使った資料でもですね、先ほど言いましたけれども、表現を変えて別の文章にするならまだしも。(枝川 p15)

と口をすべらせたため、代理人から「資料については表現変えてはだめだということについて、さっき了解されましたよね。」と突っ込まれ、思わず、

そのものじゃなくて、地の部分でも同じ文章使ってるじゃないですか。

(枝川 p 1 6)

と答えてしまい、次の質問を受け、回答することができなかった。

(質問) じゃ、バンドラの箱の第2話で、資料じゃなくて地の文で同じ文章を使ったところどこにあるんですか。

(枝川) 第2話。

(質問) そのあなたが見られた沖縄戦ショウダウンと照合したと言われるその原稿ですよ。

(枝川) ·····

(枝川 p 1 6)

同原稿における地の部分は、「グレン・シアレス伍長は語る」の前の部分であり、ローマ軍兵士が目撃したマサダ要塞での集団自決と沖縄戦での集団自決をめぐって沸騰していた当時の沖縄世論を論じたものであるが、そこには引用も二重掲載もないことは明らかである。

そのことを確認しようとすると、主尋問ではコピーを照合したと証言していた「イスラエルの東端に」(乙4)の原稿について、

あの文章、私はきょう初めて見まして全部は読んでおりません。

(枝川 p 1 8)

と矛盾する証言を行い、最後には、

はい。ちょっとすぐには判断できません。精査はまだしていませんので。

(枝川 p 1 9)

と逃げを打つのがやっとの状態となつた。

枝川証言によって明らかになったことは、被告がいう「二重掲載」の主張は、本件作品が事実と資料に基づくドキュメンタリーであることを熟考しないまま

持ち出された理屈であるということであった。ドキュメンタリーでは過去に発表されたものであっても資料の引用は、原則として正確に一字一句改変せずに引用すべきであるという基本を失念し、引用されたシャレス伍長の日記が原告の創作ではなく英文で書かれた日記を翻訳したものであることに注意を払わなかつたのである。結局、第2話を掲載させないための口実でしかなかつたということである。

- (3) 尤も、資料の引用については分量の問題は残る。ドキュメンタリーが新しい作品であるというためには、引用する資料は従たるべきであるという名城証人の指摘には首肯すべきところがあるからである。(名城 p 11)

しかし、主たる物語である『パンドラの箱を開ける時』は180回の長期連載である。前編である『戦争を生き残った者の記録』の147回と併せると327回である。2話「慶良間で何が起きたか」に限定しても、それは構想段階で約4-50回となる予定であった(甲1 p 4:「琉球新報と上原正穂の間に何があつたのか」)。導入部に置かれる目撃証言(日記)の引用が2-3回分を占めても、決して、主従が逆になるということとはいえない。

そのことは、第1話「みんななくなった—伊江島戦」、第3話「久米島の虐殺事件」、第4話「終わりなき戦い」における資料からの引用が占める長さと比べても明白である。それは、過去に発表した資料を引用しながら、新しい資料と合わせて沖縄戦の真実に迫っていくという原告の著述スタイルそのものである。引用する資料の分量が長いのは、原告が物語の基になる事実と資料を尊重しているからに他ならない。

いずれにしても、『沖縄ショウダウン』で発表した資料の引用(再掲)が長いという理由だけで、プロの作家にあるまじき恥ずべき行為としての「二重掲載」との不当な非難を受ける筋合いはないのである。

- (4) ところで、枝川証人は、反対尋問の途中、「二重掲載」の主張が窮屈にあることを悟り、主尋問では持ち出すことのなかつた「初出の資料を用い」に係る主張を持ち出している。

(質問) それは、上原さんが翻訳しているから、あなたはそれを何か作品みたいな言い方をするけれども、資料として日本語の資料はこれしかないんですよ、世の中に。

(枝川) ただ、新しい初出の資料を使うという意味からいえば。

(質問) 今度はそっちですか。二重掲載じゃなくて、初出の資料が問題なんですか。

(枝川) 同じ資料をやはり使っているわけですから。

(枝川 p 17)

しかし、そもそも「初出の資料を用い」て執筆するとの合意があったと認めることはできないし、百歩譲ってそれが認められると仮定しても、毎回初出の資料だけを用いて執筆するという意味には解せないことは前述したとおりである。

原告は第2話の連載にあたって、前泊記者に、『沖縄ショウダウン』はもとより、『沖縄方面陸軍作戦』や『第77師団アクション・レポート』を原資料として渡している（上原 p 7）。後者は、「ニューヨーク・タイムズ」（甲3の3）で集団自決の体験談を語っているアレクサンダー・ロバーツ伍長が所属していた第77師団の戦闘報告であり、原告が沖縄史料編集所で発見した初出の資料であった（甲22p1、上原 p 8）。「ニューヨーク・タイムズ」に続く原稿は、『第77師団アクション・レポート』を用いて綴られるはずのものだった。

沖縄史料編集所に眠っていた「初出の資料」を用いて構想された新しい物語が執筆される機会を奪ったのは、まさしく被告であった。

(5) 枝川証人は、『沖縄ショウダウン』のシェレス伍長の日記を再掲した「イスラエルの東端に」（甲3の2）だけでなく、第2話の慶良間編の連載は認められないという結論に達したと述べている（枝川 p 3）。原告は6月18日の話し合いの冒頭、前泊記者から「第2話は掲載しない」と宣告されたと証言してい